

乙案

(十一月一日午後十時連合會館)
ニ於テ外務省提議セルモノ

一 日米兩國ハ孰レモ保印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ勢力の露
出ヲ行ハサルコトヲ締約ス

二 日米兩國政府ハ寧傾印度ニ於テ其ノ必要トスル物資ノ獲得カ保障セ
ラルル様相互ニ協力ニルモノトス

三 米國ハ年百萬噸ノ乾煙草産出ノ對日供給ヲ締約ス

備考一 本取極成立セハ南亞細亞中ノ日本軍ハ北部島印ニ移駐

スルノ用意アリ

三 尙必要ニ慮シテハ從來ノ提案中ニアリタル豫備無差別待遇

ニ關スル規定及三國條約ノ解釋及履行ニ關スル規定ヲ追加

挿入スルモノトス

樺田次長所感

一 今戰爭ヲヤラネハナラストノ意志ハ水野ハ強ク明カナリ然シ將來ノ戰爭見送シハ不明ト言フ 島田ハ水野ノ言フ如ク今ヤルヨリ外ニナシト考ヘ居ル様子ナルモ積極的ニ言ハヌ

杉山總長ハ戰機ハ今ナリ 陸軍作戰ハ海軍ノ海上交通確保ト共ニ占領地確保ニ自信アリト強ク言フ 賀屋、東郷ハ最後迄數年先ノ戰爭ノ事ハ不明ナルニ付決心シ兼ネルトテ大休隊薪膏膽ノ人ラシク看取セラレ

鈴木ハ賀屋東郷ニ對シ種々心配アランモ今戰爭ヲ決意スル以前ニ